

令和 7 年度 第 1 回

日 野 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 議 事 録

日 時 令和 7 年 6 月 19 日（木）午後 1 時

場 所 日 野 市 役 所 全 員 協 議 会 室

出席者 被保険者を代表する委員

加 藤	義 人
奥 住	和 子
安 藤	瑞 孝
岩 田	良 子

保険医又は薬剤師を代表する委員

天 野	尚
西 村	正 智
黒 澤	洋 行
栗 太	隆

公益を代表する委員

岡 田	じゅん子
須 崎	貴 寛
森 沢	美 和 子
馬 場	賢 司

被用者保険等を代表する委員

信 太	広 志
-----	-----

事務局

市民部長

保険年金課長

納税課長

健康課長

保険年金課課長補佐

保険年金課給付係長

(書記)

(書記)

(書記)

小林

西垣

松井

高尾

照沼

松井

加藤

上村

村田

真

津有

健太郎

満

みゆき

雄哉

麻里恵

ゆり恵

悠人

I 委嘱状交付式

1. 委嘱状の交付
2. 市長挨拶

II 運営協議会

1. 会長及び会長職務代行の選出
2. 会議録署名委員の指名
3. 議題
 - (1) 令和7年度日野市国民健康保険事業計画について
 - (2) 令和7年度日野市国民健康保険特別会計予算について
 - (3) 国保財政健全化変更計画書について
4. その他、報告事項等について

| | |------| | 配布資料 | |------|

- | | |
|--------|---------------------------|
| ○資料1 | 令和7年度日野市国民健康保険事業計画 |
| ○資料2－1 | 令和7年度日野市国民健康保険特別会計予算（歳入） |
| ○資料2－2 | 令和7年度日野市国民健康保険特別会計予算（歳出） |
| ○資料3 | 国保財政健全化変更計画書について |
| ○その他 | 令和7年度国保運営協議会委員名簿
東京の国保 |

令和 7 年度 第 1 回日野市国民健康保険運営協議会議事録

事務局 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
私は保険年金課長の西垣でございます。
本日は委員改選後初の会議となりますので、運営協議会に入る前に市長より委嘱状の交付を行いますので、よろしくお願いいたします。
本協議会の委員定数は 14 名であります。本日 1 名の委員は欠席ということで、被保険者を代表する委員として 4 名、保険医または保険薬剤師を代表する委員として 4 名、公益を代表する委員として 4 名、そして、被用者保険等保険者を代表する委員として 1 名以上 13 名の委員の皆様へ、ただいまから委嘱状を交付いたします。
それでは市長前へお願いいたします。お 1 人ずつお名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、市長の前までご移動をお願いいたします。

— 市長より、公益を代表する委員等 13 名への委嘱状の交付 —

事務局 それではここで古賀市長よりご挨拶を申し上げます。
市長、よろしくお願いいたします。

— 市長挨拶 —

事務局 市長、ありがとうございました。
以上をもちまして、委嘱状交付式を終了いたします。引き続き運営協議会に移りますが、市長はこの後、別の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。
改めまして、令和 7 年度第 1 回日野市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日の会議の議事録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。議事録につきましては、市のホームページに掲載いたします。
運営協議会規則第 6 条により、協議会の議長は会長とすると規定されております。会長が選出されるまで、事務局で議事の進行をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし

事務局 それでは、事務局で議事を進めさせていただきます。

改めまして、保険年金課の西垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
ただ今の出席者数 12 名で、委員定数 14 名の 2 分の 1 以上の出席となっており、
定足数を満たしております。

それでは日野市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代行の選出について
議題といたします。

国民健康保険法第 11 条第 2 項により、運営協議会に関して必要な事項は政令で
定めるとされております。これを受けまして、国民健康保険法施行例第 5 条第 1
項で、協議会に会長 1 人を置き、公益を代表する委員の内から全委員がこれを選
挙する、また同条第 2 項において会長に事故がある時は前項の規定に準じて選
挙された委員がその職務を代行すると規定されています。

本規定に基づきまして、公益を代表する委員 4 名により、このあと別室にて会長
及び会長職務代行の候補者の選任を行いたいと存じますのでよろしくお願いいたします。
その間暫時休憩といたします。

— 休 憩 —

事務局 それでは協議会を再開いたします。
ただいま公益を代表する委員 4 名により、会長及び会長職務代行、それぞれの候
補者の選任を行っていただきました。結果についてはいかがでしょうか。

須崎委員 私の方から結果についてご報告をさせていただきます。
会長には森沢 美和子委員、また会長職務代行には馬場 賢司委員を推薦させ
ていただきます。

事務局 ただいま会長候補に森沢委員、そして会長職務代行候補に馬場委員が推薦され
ました。
お諮りいたします。令和 7 年度日野市国民健康保険運営協議会会長に森沢委員、
そして会長職務代行に馬場委員を選出することでご異議ございませんか。

委 員 異議なし

事務局 ありがとうございます。
ご賛同いただきましたので、会長に森沢委員、会長職務代行に馬場委員が選出さ
れました。
それではそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。森沢会長お願いいたしま
す。

— 森沢委員 挨拶 —

事務局 ありがとうございました。
続きまして、馬場会長職務代行お願いいたします。

— 馬場委員 挨拶 —

事務局 ありがとうございました。
それでは会長が選出されましたので、今後の議事の進行につきましては、日野市国民健康保険運営協議会規則第 6 条に基づき、会長に議長をお願いいたします。会長は議長席へご移動をお願いいたします。

議 長 それでは只今より、令和 7 年度第 1 回日野市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
皆様のご協力により議事を円滑に進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。
ただ今の出席者は 12 名、委員の 14 名の 2 分の 1 以上の出席となっておりますので定足数を満たしております。
先ほど市長から委嘱状が交付されましたが、この度新任または再任により 14 名の委員が委嘱されました。本日は初めてのお顔合わせになる委員もおられるので、各委員からご挨拶をお願いしたいと思います。時間の関係もございますので、お名前と所属をお願いいたします。

— 各委員 挨拶 —

議 長 ありがとうございます。
続きまして事務局お願いいたします。

— 事務局 挨拶 —

議 長 ありがとうございました。
それでは次第に従い進行させていただきます。
これより協議会規則第 12 条の規定により、議長に置いて会議録に署名する委員の指名を行います。
その順番ですが、出席者の内お手元の委員名簿の上から順に 2 名ずつ指名をさ

せていただいております。本日は加藤委員と奥住委員にお願いをいたします。
本日は審議事項がございませんので、報告事項に移ります。

1、令和7年度日野市国民健康保険事業計画について、事務局より報告を求めます。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。

それでは資料1をご覧ください。

令和7年度日野市国民健康保険事業計画についてご説明いたします。

まず1ページには、運営方針が記載されております。国保財政の赤字を解消するための財政健全化計画に関することや、マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードを保険証と紐づけていない方には、資格確認書により、保険診療が受けられることが記載されております。

次に2ページ目です。重点施策として、子供子育て支援金制度の開始に関することが書かれております。①制度創設の趣旨②制度の概要③導入スケジュールとありまして、特に③導入スケジュールについて、今年度中遅くとも令和8年1月上旬までにこちらの運営協議会にて諮問をし、答申を受ける予定と考えております。同じ2ページ目の下段の事業内容です。第三期データヘルス計画に基づく保健事業の推進ですとか、3ページにおめぐりいただきまして、レセプト点検の充実強化及び適正な収入の確保について、その手法や対応策を記載しております。

続いて4ページです。被保険者への一部負担金減額・免除・保険税減免の周知対応に関すること、職員研修、またその他の項目といたしまして、医療保険のオンライン資格確認に関することが書かれております。

5ページをおめぐりいただくと自治体クラウド推進事業に関することが記載されております。5ページ下段以降につきましては、日野市の国民健康保険に関する事務が記載されております。詳細につきましては、お手数ですがお時間がある時にお目通しいただければと思います。

令和7年度におきましては、本事業計画に基づき、円滑かつ適正な国保運営に取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

ご質問・ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。

A 委員。

A 委員 質問させていただきます。

最初の運営方針のマイナンバーカードが原則ということで、お持ちでない方は資格確認書により保険診療を受けることになるという話ですが、資格確認書、今なかなかまだごたごたしていて、渋谷区と世田谷区で全員に資格確認書を出したというような話もありますけれども、日野市ではそういうことに対して混乱も予想されますので少し考えていることがあるのでしょうか。ちょっとお伺いしたいなと思います。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。

この 6 月議会におきましても、請願が出されました。渋谷区、世田谷区と同様に、日野市においても、マイナ保険証の保有状況を問わず、一律で資格確認書の送付を求めると、そういう内容でございました。

日野市といたしましては、国の方針としてご存じの通り、マイナ保険証お持ちでない方に対して、資格確認書を送り、マイナ保険証お持ちの方につきましては、資格情報のお知らせを送るという形で方針を立てております。日野市におきましても、国の方針に従う形で現在その準備を進めているところでございます。以上です。

議 長 A 委員。

A 委員 ありがとうございます。国の方針というのは確かにその通りで、なかなか世田谷と渋谷はすごいことをやるなと思いましたけれども、ただかなり混乱が予想されることも確かですので、今後スマホでもそれができるといような話も出ていますが、昨今の個人情報の流出もありますし、本当にその辺のところは大丈夫なのかということも含めて、なかなか早急にいろいろ物事を進めていますので、それとともにやはりこれ、かなり現実的になったときに、結構不安感が高まって、今の政治体制ではそのままの方針でしょうけれども場合によってはちょっと変わることもあり得るのかなということで、日野市の方としても柔軟な対応をお願いしたいと現場で働くものとしてはそういうことがあるので、要望した

いと思いました。以上です。ありがとうございました。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。
国の方針は先ほど申し上げた通りで、日野市といたしましても法令に基づく形で国の方針に従うと考えて、進めているところです。ただ法令の範囲内で国がその後どう動くかについても注視していきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 B委員。

B委員 今のご質問で大体お聞きしたいことは聞いていただいたかなと思うのですが、今現在すでに何かこの先のことを心配されて、お問い合わせなどを市民の方から入ってますでしょうか。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。
今現在はそんなに件数的には多くはないですが、今お持ちの紙の保険証に有効期限が示されておりますので、有効期限後はもう医者にかかれないのではないかなというような不安の声をいただいたりしております。また、この有効期限切れた後は、どうしたらいいのだろうということで、そういったお問い合わせはあることはありますので、その際には丁寧に対応させていただいているところです。また今後も、かなり不安がられる方、疑問に思われる方、たくさんいらっしゃると思います。こちらからマイナ保険証の資格状況に応じて通知を差し上げるわけですが、その際には、その方へのご案内をわかりやすい内容に文章化していこうということで今協議しております。その点重々認識しながら、事務を進めていきたいと考えております。

議 長 他にご意見はございますか。C委員お願いします。

C委員 マイナ保険証の関係でちょっと教えていただきたいなと思ったのですが、厚生労働省の数字を見ると、3月末ぐらいで全国民の7割ぐらいの人が紐づけをしているという状況の中で、当健保でも大体同じような数字でなかなかマイナ保険証が広がっていかないというところでちょっと苦労しているところですが、紐づけしてない人には資格確認書をとということなのですが、できるだけこの資格確認書の配布を減らすことにこしたことはないと思いますし、医療 DX の推進という大きな目標を考えると少しでも紐づけ率を高めていくことが必要なのかなと思うのですが、日野市さんの方で12月に向けてさらに紐づけを拡大していくような何か広報とかそういう取り組みというのを、検討をされているのかどうか、我々健康保険組合の取り組みにも参考にさせていただきたいと思いますので、教えていただければありがたいなと思うのと、電子認証の期限がちょうど5年前のカードを作って5年目で切れる時期に入ってきているというところでそこでのご心配も現場ではきっとあるかと思いますのでその辺に対するPR、更新の手続きを円滑に進めていくための何かPRをされているのかどうか、その辺の内容を教えていただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。
まず1点目のマイナ保険証利用拡大に向けての広報周知というところですが、70歳以上である高齢受給者証の更新時期が7月末ということもありまして、日野市の広報の方には7月号そして8月号に記事を掲載する予定でございます。2点目のですね、電子証明書の有効期限切れというこの時期に関してのPRにつきましては、電子証明書マイナンバーカード自体の手続きの更新事務が他部署の方でやっているというところがありまして、なかなかこちらの保険年金課の方で、電子証明書の更新についてのお知らせっていうのは、今のところ考えではないというところでございます。以上です。

議 長 何か他にご意見はございませんか。

議 長 なければ、(1) 令和7年度日野市国民健康保険事業計画について終了させていただきます。
では続きまして(2) 令和7年度日野市国民健康保険特別会計予算について事務

局より説明を求めます。

事務局 給付係長でございます。私の方から議題（２）令和７年度日野市国民健康保険特別会計予算についてご説明をさせていただきます。お配りした資料２－１と２－２をご確認ください。まず令和７年度国民健康保険特別会計の総額としては、お配りした資料２－１と２－２最下段の合計になりますが、１７３億８８３８万９０００円となっております。令和６年度の予算と比較すると、９億１５５万６０００円、２．３％の減額でございます。なお、日野市の国民健康保険加入者の状況ですが、令和６年３月末と令和７年３月末加入者数を比較しますと、８５２名の減となっております。これは令和６年度１０月からの短時間労働者の社会保険の各適用拡大によって国保加入者が減ったことの影響があるかと思いますが、このあたりも予算について影響しているかなというところでございます。それではまず資料２－１の歳入のほうから説明させていただきます。まず款１国民健康保険税でございます。令和７年度当初予算は３１億３２９１万５０００円、令和６年度と比較して１億５６５４万円、５．３％の増額となっております。令和７年度は財政健全化計画に基づいて、国民健康保険税率の改定を行うことから増額となるというところです。続きまして款２一部負担金でございます。これは被保険者が医療機関で自己負担分を支払いなかった際に一定の条件を当てはまる場合には保険者と日野市が医療機関に代わって保険者に一部負担金を請求するという事務がありまして、あまりケースとしてはないのですけども一般被保険者分と退職被保険者分でそれぞれ１０００円を科目存置ということで、いざという時のために置いているというところでございます。款３国庫支出金でございます。制度改革により国庫の支出金というのは原則的に都道府県に交付されるようになったため、直接市町村に交付されるのは、災害臨時特例補助金のみとなります。これについても科目存置という形で１０００円を計上するものです。続きまして款４の都支出金でございます。令和７年度当初予算額は１２０億２０７６万８０００円。令和６年度と比較して、１億５３８８万円、１．３％の減額となっております。続きまして款５繰入金でございます。令和７年度当初予算額は２２億３３８万３０００円、令和６年度と比較して、約４億４２１万５０００円、１５．５％の減額となっております。中でも説明欄にありますが、６その他一般会計繰入金ですが、これは国民健康保険特別会計を運営していくにあたり、本来は加入者の皆様からいただく保険税を財源として運営していただくことが基本ではありますが、しかし保険税の収入だけで賄いきれないため、市の基本的な行政サービス教育だったり福祉だったり、道路だったり公園などを行う一般会計から捻出しているお金というのがその他一般会計繰入金です。この金額を減らしていくことが今の国民健康保険特別会計にとって、最重要課題となっております。その他一般会計の繰入金の予算額としては、令和７年度

当初予算は 11 億 2410 万 4000 円、令和 6 年度と比較して 28.9%の減額となっております。これについては計画通り税率改定を実施して税収が増額となることや、歳出の項目で説明いたしますが、東京都から示される国民健康保険事業費納付金が令和 7 年度減少することなどから、理由によって減額となる見込みです。まず歳入については以上になります。

続きまして資料 2-2 のほうをご確認いただきたいのですけれども、次は歳出でございます。まず一番上段の款 1 総務費でございます。令和 7 年度当初予算額は 2 億 4651 万 1000 円、令和 6 年度と比較して 301 万 5000 円、1.2%の増額と、なっております。続きまして款 2 保険給付費でございます。令和 7 年度当初予算額は 119 億 5514 万 9000 円、令和 6 年度と比較して 1 億 4893 万 6000 円、1.2%の減額となっております。まずその中でも療養諸費については全体の被保険者数が減少する中で特に医療費が高額となる前期高齢者の減少数が顕著のため減少の見込みです。高額療養費については逆に医療費の高度化等により、支出額の増を見込んでいます。続きまして款 3 国民健康保険事業費納付金でございます。令和 7 年度当初予算額は 49 億 7339 万 2000 円、令和 6 年度と比較し、2 億 6171 万 1000 円、5%の減額となっております。前述の款 2 保険給付費の医療分は原則的には東京都の負担となりますが、その代わり医療費実績等から算出された金額を、東京都に国民健康保険事業費納付金として納めるものになります。続きまして款 4 保健事業費でございます。令和 7 年度当初予算額は 2 億 2955 千円。令和 6 年度と比較し、3335 万 8000 円、17%の増額となっております。保険年金課が重点的に取り組んでいる微量アルブミン尿検査業務委託料ですとか、いわゆるデータヘルス計画に基づくデータヘルス事業の業務委託料等がございます。令和 7 年度は新規事業として、多剤服薬者に向け、適正服薬を促す服薬情報通知の送付を開始することや、糖尿病の重症化予防対策の保健指導について、従来の対面指導に加え、電話指導での実施を開始することなどにより、委託料が増額となったものです。令和 7 年度日野市国民健康保険特別会計予算についての説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

ご質問・ご意見などがございましたらご発言をお願いいたします。

D委員。

D委員 以前ニュースで参議院の質問を取り上げていたのですが、外国人が特に世帯主である場合の世帯は、国保の滞納・未納の割合が非常に高くなっているということで国会に取り上げられたことがあったのですけれども、日野市では外国人世帯と日本人世帯について、特に外国人世帯について未納・滞納が多いというよう

なことがわかりますでしょうか。教えてください。

事務局 納税課長。

議 長 納税課長。

事務局 納税課長の松井でございます。

今お話いただいた件でございますが、日本人と外国人に分けて滞納者の数を把握していないので今お答えはできませんが、今現在の滞納状況がどうかと申し上げますと全体の話ではございますが、令和 5 年度実績から令和 6 年度実績にかけて、徴収率については向上しているところでございまして全体としては、改善傾向にあるということで考えております。外国人の中で特に課題になる話というのが、非常に高額な収入がありながら、なかなか納税に至らない方がいらっしゃるようなお話もあるのですけれども、それは都内の納税部門との課長会のような形で意見交換をしたときには、やはりかなり 23 区については問題が非常に大きいですが、郊外についてはそれほど、高額な外国人の方々が移住されている実態があるかというのと、そんな状況にもないという実態があるかなと考えておりますので、日野市については大きな問題には今のところは至ってないのかなと理解しております。以上でございます。

議 長 D委員よろしいですか。
B委員。

B委員 この後示していただく財政健全化計画の計画書にも通じるところではあるのですけれども、歳入のところで、その他一般会計繰入金、前年度比で税率改定によるマイナス 28.9%っていうのは本当に衝撃的な数字かなっていうふうに思います。今年は特に 3 月の確定申告で、大変多くの個人事業主の方フリーランスの方、そういった方々、あと個人でお店を営んでいる方とか農家さんとか、消費税の納税額がものすごい金額になった方いらっしゃると思います。12 ヶ月分の納税をするのに、インボイス制度によってかなり多額の金額を今まで以上に納税された方は本当に多いと思います。そういう中で、保険税の額が値上げされることになって、本当にこうした今物価高騰の中で、皆さんの暮らしが本当に困難に直面している中で、とにかく、やっぱり税金だけは何としても滞納しないように払おうとなったら本当にその暮らしの方が押しつぶされてしまうと思っています。何かそうしたご相談なんかは聞いていたりするのでしょうか。

議 長 事務局に答弁を求めます。
納税課長。

事務局 納税課長でございます。滞納している方につきましては、まず督促状それから催告状というものをお送りさせていただきます。その際ですねやはり納付が難しいということでございましたら、こちらの方にご相談いただくような通知の文面となっております、ご相談いただくという形になっております。その中でやはり、生活自体が厳しくなってくるというような方もいらっしゃいます。そういった方々については、納税課の納付の相談にとどまらず、横の繋がり各部署と連携をして、その生活実態に即した、場合によっては給付等を受けていただくよう各課に繋いでいくというようなことをしているところでございます。以上でございます。

議 長 B委員。

B委員 払っている分にはその滞納などは見えないため、そういったところからはつらい状況がなかなか見えにくいと思うのですが、ただきっちり払っていることによって暮らしがものすごく何ていうか、例えば、1日に3回ご飯が食べられないとか、下着をもう何年も変えていないとかそうしたいろんな段階での困難であると思うのですが、国保税が高くなっていることによってどういった影響があるかっていうことを、できれば納税者の方々国保に加入されている方々に市が一度調査をしていただきたいと思うのですが、その辺りの認識はいかがでしょうか。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。昨今の物価高騰、燃料費の値上げ等で国民の皆様の生活において、かなり苦慮しているところは認識として持っております。日野市では、毎年、企画経営課の方で市民意識調査というものを行っております。昨年度、令和6年度も行っておりまして、生活が苦しくなったかどうかというような設問であるとか、苦しい状況でどこを節約しているかというような設問項目が確かあったかと思えます。選択肢回答の選択肢が限られているというのも確かにあるかとは思いますが、安いものを買うようにしているとか、クーポン券をフルに活用しているだとか、ということで、物価高騰に対応し

ているというところは確認をしております。把握状況としては以上になります。

B 委員 意見として申し上げたいと思うのですけれども、やはり市民の皆さんの生活実感っていうところを本当に大事にさせていただいて、次のところでも申し上げるのですが、やっぱり赤字解消計画、このまま本当に続けられるのかっていうところを 1 度ちゃんと立ちどまって真剣に考えていただきたいなと思います。今のところはここまでにさせていただきます。

議 長 他にご意見ありませんか。なければ (2) 令和 7 年度日野市国民健康保険特別会計予算の件を終了させていただきます。
続きまして (3) 国保財政健全化変更計画書について、事務局より説明を求めます。

事務局 保険年金課課長補佐。

議 長 保険年金課課長補佐。

事務局 保険年金課課長補佐でございます。
資料 3、国保財政健全化変更計画書についてご説明申し上げます。
こちらの計画書は平成 30 年度の国保制度改革以降、自治体ごとに作成し、東京都へ提出しているものでございます。先ほど資料 2-1 でご説明いたしました国保特会の歳入の中にあります、その他一般会計繰入金、この繰入金のうち、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入金を解消・削減すべき赤字として計画書を作成するものです。この計画書ではその他一般会計繰入金の予算額を当年度と前年度とで比較して、前年度より削減した金額を赤字解消額として、こちらの様式に記載をしております。資料 3 につきましては、令和 7 年 3 月に東京都へ提出した最新の変更計画書となります。ご覧いただくとわかります通り、令和元年度は、税率改定により赤字を一部解消することができております。ただ、その後、赤字の削減額はゼロとなっているところです。実際には東京都の示す標準保険税率というものに向けて、令和 4 年度及び令和 5 年度につきましても税率改定を行っておりますが、実際には事業費納付金のいわゆる歳出の額が増額となったことなどもありまして、実際には赤字解消額が発生していない状況となっております。令和 5 年度の変更計画書からこの国保財政健全化変更計画書も対象期間が今までは 6 年だったものが 12 年となりました。当初の計画通り 2 年に 1 度被保険者の皆様に急激な負担とならない率で改定を実施していった場合、今年度以降は税率改定により少しずつ赤字の解消が図られていくものと見

込んでおります。資料 3 では東京都の様式に則りまして、令和 11 年度までが記載されておりますが、日野市の場合、最終の変更計画の中で赤字が解消されるのは令和 17 年度の見込みです。国は昨年、保険料水準統一加速化プラン第 2 版というものを発出しました。その中で、遅くとも令和 17 年度までに全国で、完全統一に移行することを目標とするということを明記しております。東京都の運営方針に基づきまして、できるだけ早い時期に赤字を解消するよう求めています。都内自治体の保険料水準統一に向けて検討を進めているところです。そのような中ではありますが、日野市は被保険者の皆様に急激な負担を強いることのないよう、緩やかに税率改定を行うとともに、努力支援制度などの補助金の確保、医療費の削減などに向けても努力をして参りたい所存です。説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。
B 委員。

B 委員 日野市で赤字が完全に解消されるのが令和 17 年度っていう話だったと思います。これを 3 月の議会の予算委員会の中で、日本共産党の渡辺委員の質疑の中でいただいた答弁だったと思うのですけれども、この赤字解消計画で赤字が解消されたっていうその時点で平均的にいろんなケースがあると思うのですけれども、お子さん 2 人いて、30 代 40 代のご夫婦の世帯で大体年に幾らの国保税を払うことになるのかっていう算出していただいたと思うのですけれども、その金額について改めてここを出していただくことできるでしょうか。

議 長 事務局は回答できますでしょうか。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。
3 月議会のときに、保険年金課長の方で答弁したその数値というところですが、おそらくこの数字かなというものはあるのですが、4 人世帯で 40 代夫婦そして未就学でないお子さん 2 人というところで試算したものの数字があります。6 年度と 7 年度比較をしております、保険税の値上げをしないままでいたときの試算では、令和 7 年度では税額が年間で 33 万 2200 円となっております。もし

値上げをした場合ということで、令和 7 年度年間税額といたしましては、43 万 3000 円という形で計算はしており、この数値を答弁したと認識しております。

議 長 B 委員。

B 委員 ありがとうございます。12 月議会の民生文教委員会でしたかね。そこで赤字解消計画が終わった段階での値上げ分っていうのが出たかなと思うのですけれども今日そのデータを持ち合わせてらっしゃらないですか。

事務局 保険年金課長。

議 長 保険年金課長。

事務局 保険年金課長でございます。
手持ち資料として持っておりません。申し訳ございません。

議 長 B 委員よろしいですか。
D 委員。

D 委員 基本的なことをお伺いしたいのですけれども、この国保税は東京都で最終的には統合するものになっていると思うのですけれども、赤字解消年度が日野市では令和 17 年度の予定ということなのですが、東京都が保険税率を統一するのはこの後ということになるのですか。日野市が令和 17 年度に解消することとどういう関係になっているのでしょうか。

事務局 保険年金課課長補佐。

議 長 保険年金課課長補佐。

事務局 保険年金課課長補佐でございます。
今ご質問いただきました都内の統一についてご説明申し上げます。東京都としましては、完全統一をいつまでに行うかということは、今のところまだ明らかにしておりません。ただ、国の方で、基本的には令和 15 年度までに都道府県内での統一を、そこがかなわない場合であっても、遅くとも 17 年度までには統一に移行して欲しいということで、目標を示されておりますので、東京都としまして、17 年度、いわゆる 18 年度の課税分からは、都内統一税率での課税に移行し

たいというふうに考えてはいるところです。ただ、東京都内におきましては、所得の水準の差異ですとか、高齢者がどれぐらい含まれるかっていう内容ですとか、あとは徴収率などにつきましても、都内の区部と市部と、あとは島嶼部もございますので、かなり差が激しいです。そういう中で税率を統一し、収納率も同じで見ていくというのがなかなか困難な部分があるということは、東京都も各自治体も認識をしているところです。その中で今目指しているのは、完全統一の前段階になります、納付金レベルでの統一ということで、それにつきましては令和 11 年度をめどに一旦統一を目指していく計画ですすでに動き始めているところです。以上です。

議 長 D 委員。

D 委員 日野市の変更計画も遅くとも令和 17 年度に赤字解消という国の方針があって、東京都もそれで令和 17 年度でいくと、それに合わせて、この変更計画書も令和 17 年度には解消しましょうっていう発想で出てきたっていう感じですかね。それでよろしいでしょうか。

事務局 保険年金課課長補佐。

議 長 保険年金課課長補佐。

事務局 保険年金課課長補佐でございます。
日野市の計画が令和 17 年度で赤字を解消するということになったのが、最新の今回出している令和 7 年 3 月に出した計画書で 17 年に早まった形になります。令和 6 年度に提出していたものでは、令和 19 年度に赤字解消の予定でした。それが前倒しになった理由が当市の方で調整しているわけではなく、赤字解消となるいわゆる納付金の金額ですとか標準保険税率というものが毎年見直しされます。令和 6 年度に比べ令和 7 年度の標準税率が低い位置になったことで、そこへ到達するタイミングが改定を 1 回減らしても到達できるようになったということから、今回令和 17 年度という時期を、計画上記載しております。以上です。

D 委員 わかりました。ありがとうございます。

議 長 他にございますでしょうか。

委 員 なし

議 長 なければ(3) 国保財政健全化変更計画書についての件を終了させていただきます。事務局からその他報告事項・連絡事項等があればお願いいたします。

事務局 保険年金課給付係長。

議 長 保険年金課給付係長。

事務局 保険年金課給付係長でございます。
連絡事項でございます。第 2 回国民健康保険運営協議会の日程ですが、10 月 8 日水曜日、もしくは 10 月 9 日の木曜日を予定しております。時間としましては、例年で言う 14 時から開始でしたのでその予定であります。正式にはまた決まり次第、通知をさせていただきます。
もし今の時点でこの 2 日間、ご都合が悪いところがありましたら仰っていただければこちらも参考にさせていただきます。特にございませんか。

E 委員 9 日は少し都合が悪いです。

事務局 わかりました。ありがとうございます。
また通知等をさせていただきますので、その際に仰っていただければと思います。事務局からは以上になります。

議 長 ありがとうございます。
委員の皆様もその他の事項でも全体を通してでも構いません。何かございますでしょうか。

委 員 なし

議 長 それでは以上を持ちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
これにて令和 7 年度第 1 回日野市国民健康保険運営協議会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。